

【ロシア】テロ対策強化を目的とする法改正

海外立法情報課 小泉 悠

* テロ対策の強化を目的とする一連の法改正が実施された。イスラム過激派や国内の反体制運動の取締りが狙いと見られる。

1 法律の概要

2016年7月6日連邦法第375号「テロ対策及び公共の安全維持を目的とする追加的手段の導入に関するロシア連邦刑法典及びロシア連邦刑事訴訟法典の改正について」(以下「テロ厳罰化法」という。)(注1)が成立し、7月20日から施行された。同法は、テロリズムや過激主義犯罪の取締り強化を目的とし、主にロシア連邦刑法典(注2)の改正について規定している。主要な改正点は以下のとおりである。

(1) テロ行為に対する刑事責任の適用年齢引下げ

刑法典第20条「刑事責任の対象年齢」に第2項が新設された。従来の規定では、刑事責任の適用年齢は16歳以上とされていたが、殺人、傷害、誘拐、テロ組織への参加、テロ行為の実施等の重大犯罪については、適用年齢が14歳以上へと引き下げられた。

(2) テロリズムの扇動及び正当化に対する罰則強化

刑法典第205²条「テロリズムの扇動及び正当化」が改正された(注3)。従来、当該活動に対する罰則は10万ルーブル(注4)以上50万ルーブル未満若しくは年収3年分未満の罰金又は2年以上5年未満の禁錮とされていたが、マスコミ又はインターネットを使用して当該活動を行った場合には、30万ルーブル以上100万ルーブル未満若しくは年収3年以上5年分未満の罰金又は5年以上7年未満の禁錮が科せられると改正された。

(3) 非通報罪の新設

刑法典第205⁶条「犯罪の非通報」が新設され、刑法典中のテロリズムに関する規定に該当する犯罪や、当該犯罪に関与している人物を知っていながら当局に対する通報を行わなかった場合の刑事罰が導入された。罰則は、1万ルーブル未満若しくは収入6か月分未満の罰金又は1年未満の懲役若しくは禁錮とされている。ただし、配偶者及び近親者を通報しなかった場合については、上記の罰則は適用されない。

(4) 違法な武装組織の設立及び当該組織への参加の厳罰化

刑法典第208条「違法な武装組織の設立及び当該組織への参加」が改正され、違法な武装組織を設立した者に対する刑罰が、従来禁錮8年以上15年未満から禁錮10年以上20年未満へと引き上げられた。また、違法な武装組織に参加した者については、罰則が従来禁錮5年以上10年未満から禁錮8年以上15年未満とされた。

(5) 大規模騒じょうへの勧誘の違法化

刑法典第212条「大規模騒じょう」第1項に補足条項として第1.1項が追加され、大規模な騒擾状態を発生させた者だけでなく、これに参加するよう勧誘を行った者も刑事罰の対象となる。罰則は、30万ルーブル以上70万ルーブル未満若しくは年収2年以上4年

分未満の罰金又は懲役2年以上5年未満若しくは禁錮5年以上10年未満とされた。

(6) 国際テロリズム罪の新設

刑法典第361条「国際テロ行為」が新設された。同条第1項は、国際テロ行為を「国家及び国民の平和的な存立を毀損し又はロシア連邦の利益に反してロシア連邦市民の生命、健康、自由及び不可侵性に危険をもたらす爆破及び放火その他の活動をロシア連邦の領域外で実行すること又はその危険性」と定義し、罰則を禁錮10年以上20年未満又は終身刑と規定している。また、上記の行為が人の死亡の原因となった場合には、罰則が禁錮15年以上20年未満（刑期終了後の監察期間1年以上2年未満）又は終身刑となる。

2 法律の背景

ロシア政府はテロ対策のための法整備を活発に進めており、最近では2014年5月5日連邦法「個別のロシア連邦法の改正について」によって総合的なテロ対策を目的とした一連の法改正が実施された（注5）。また、テロ厳罰化法と同時に成立した2016年7月6日連邦法第374号「テロ対策及び公共の安全の確保を目的とした追加的措置の導入に係る連邦法「テロ対策について」及び個別のロシア連邦の法令の改正について」（以下「テロ対策強化法」という。）（注6）では、各通信事業者に対して利用者の通話やインターネット通信の内容等を一定期間保存するように義務付けるなど、通信の監視に重点が置かれている。テロ厳罰化法とテロ対策強化法はいずれもヤロヴァヤ下院公安委員長が中心となって策定したことから、まとめて「ヤロヴァヤ法」と呼ぶ場合もある。ヤロヴァヤ法成立の背景としては、北カフカスや中央アジアのイスラム過激派が中東のIS（イスラム国）等と連携して活動を活発化させていることが挙げられる。ロシア国内におけるイスラム過激派の活動は2000年代に比べて低調となっているが、外国勢力との連携によって再び大規模なテロ活動を開始する可能性が考えられる。

また、2011年12月の下院選挙の際は不正選挙疑惑をきっかけとして大規模な反政権デモがロシア全土で発生したことから、2016年9月の下院選挙や2018年の大統領選挙に向けて国内の反体制運動の取締りを強化する狙いもあると見られる。

注（インターネット情報は2016年9月15日現在である。）

(1) Федеральный закон от 06.07.2016. N 375-ФЗ “О внесении изменений в Уголовный кодекс Российской Федерации и Уголовно-процессуальный кодекс Российской Федерации в части установления дополнительных мер противодействия терроризму и обеспечения общественной безопасности.” <<http://kremlin.ru/acts/bank/41113>>

(2) Уголовный кодекс Российской Федерации от 13.06.1996. N 63-ФЗ. <<http://base.garant.ru/10108000/>>

(3) 第205²条とは、第205条の規定を補足するために設けられた2番目の補足条項であることを示す。

続く第205⁶条も同様である。

(4) 1ルーブルは約1.6円（平成28年9月分報告省令レート）。

(5) 詳細は以下を参照。小泉悠「ロシアにおけるテロ対策強化の動向」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.126-134. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747942_po_02610008.pdf?contentNo=1>

(6) Федеральный закон от 06.07.2016. N 374-ФЗ “О внесении изменений в Федеральный закон «О противодействии терроризму» и отдельные законодательные акты Российской Федерации в части установления дополнительных мер противодействия терроризму и обеспечения общественной безопасности.” <<http://kremlin.ru/acts/bank/41108>>